

(別表1)

下水高度処理水の水質基準

項目	基準	適用場所
大腸菌	不検出 <sup>1</sup>	再生処理施設出口 <sup>2</sup>
濁度	2度以下	〃
pH	5.8～8.6	〃
外観	不快でないこと	〃
色度	10度以下	〃
臭気	不快でないこと	〃
残留塩素	(管理目標値) <sup>3</sup> 遊離残留塩素 0.1 mg/L 以上又は 結合残留塩素 0.4 mg/L 以上	責任分界点 <sup>4</sup>

- 1 不検出 検水量は 100mL とし、特定酵素基質培地法による
- 2 再生処理施設 再生水として利用可能な水質の下水処理水を得るため、  
一般的な下水処理施設に付加する処理施設
- 3 管理目標値 再生処理施設が適切に機能にしていることを担保するための指標
- 4 責任分界点 事業者と大阪府の管理責任境界